

※募集期間中，本県ホームページに掲載

更新日：2024年5月9日

【募集中です!】「鹿児島県子ども・子育て支援会議」こども若者いけんぷらすメンバーを募集します

1 公募の趣旨

「かごしま子ども未来プラン2020」の改訂に当たり，こども・若者の視点から意見を伝えていただくために，同改訂について審議する「鹿児島県子ども・子育て支援会議」に参加していただく「こども若者いけんぷらすメンバー」（以下，「ぷらすメンバー」という。）を公募します。

2 募集人数

2名程度

3 応募資格

県内に居住する，20歳代までの子ども・若者

4 応募方法

次の書類を郵送，FAX又はEメールのいずれかにより提出してください。

ア 必要事項を記載した所定の応募申込書

様式：[公募申込書（EXCEL：38KB）](#)

イ 作文（400字から800字程度）

テーマ「あなたが子ども・子育てについて考えていること」

参考様式：[作文用紙（WORD：85KB）](#)

5 募集期間

令和6年6月7日（金曜日）まで（必着）

6 選考方法等

(1) 選考方法

選考委員会において書類審査の上，決定します。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、決定後、速やかに応募者全員に郵送により通知します。

ただし、選考結果の理由についての問合せには答えられません。

(3) ぶらすメンバーの氏名等の公表

「鹿児島県子ども・子育て支援会議」は原則公開で開催されますので、ぶらすメンバーの氏名等は公表予

定ですが、本人が希望すれば氏名等の公表に代えてニックネームの使用等も認めます。

7 ぶらすメンバーの役割等

令和6年度に開催される「鹿児島県子ども・子育て支援会議」に出席し、「かごしま子ども未来プラン2020」の改訂にあたって子ども・若者の視点から意見を伝えていただきます。

- (1) 開催回数等 おおむね年3回程度、原則として、平日の3時間程度
- (2) 開催場所 鹿児島県庁の会議室（予定）
- (3) 謝金等 出席に当たって謝金は支給しませんが、予算の範囲内で旅費を支給することができるものとします。

8 個人情報の取扱い

応募申込書に記載された個人情報については、本会議のぶらすメンバーの選考以外には使用しません。

9 公募要領

[公募要領 \(PDF: 79KB\)](#)

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部子ども政策局子ども政策課
電話番号：099-286-3417

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111

鹿児島県子ども・子育て支援会議こども若者いけんぷらすメンバー
公募要領

1 公募の趣旨

「かごしま子ども未来プラン 2020」の改訂に当たり、こども・若者の視点から意見を伝えていただくために、同改訂について審議する「鹿児島県子ども・子育て支援会議」に参加していただく「こども若者いけんぷらすメンバー」(以下、「ぷらすメンバー」という。)を公募する。

2 募集人数

2名程度

3 公募内容の周知

公募の実施に当たっては、公募内容を県のホームページ等により周知するものとする。

4 応募資格

県内に居住する20歳代までの子ども・若者

5 応募方法

次の書類を郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法により、子ども政策課に申し込むこととする。

なお、電話での受付は行わないこととする。

ア 必要事項を記載した所定の応募申込書

イ 作文(400字から800字程度)

テーマ「あなたが子ども・子育てについて考えていること」

6 募集期間

令和6年6月7日(金)まで(必着)とする。

7 選考方法等

(1) 選考方法

鹿児島県子ども・子育て支援会議ぷらすメンバー選考委員会(以下「選考委員会」という。)が、書類(応募申込書)審査の上、決定する。

(2) 選考委員会

保健福祉部子ども政策局次長を委員長とし、子ども政策課長、子育て支援課長及び子ども福祉課長の4名で構成する。

(3) 選考結果の通知

選考結果については，決定後，速やかに応募者全員に郵送により通知する。

ただし，選考結果の理由についての問合せには答えない。

(4) ふらすメンバーの氏名等の公表

ふらすメンバーについては，氏名及び居住市町村名を公表することができる。ただし，本人の意向に沿ってニックネームの使用等も認めることができるものとする。

8 ふらすメンバーの役割等

令和6年度に開催される「鹿児島県子ども・子育て支援会議」に出席し，「かごしま子ども未来プラン2020」の改訂にあたって子ども・若者の視点から意見を伝える。

(1) 開催回数等 概ね年3回程度，原則として，平日の3時間程度

(2) 開催場所 鹿児島県庁の会議室（予定）

(3) 謝金等 出席に当たって謝金は支給しないが，予算の範囲内で旅費を支給することができるものとする。

(4) その他 ふらすメンバーとしてふさわしくない事由等が生じた場合は，出席を依頼しない場合がある。

9 個人情報の取扱い

(1) 個人情報は，本公募の目的の範囲内で使用する。

(2) 個人情報は，漏洩，紛失等を防止するため厳正な方法により管理する。

(3) 個人情報は，応募者の同意なく無断に第三者に開示し，又は提供しない。

附則 この要領は，令和6年5月9日から施行する。

ぷらすメンバー
大募集!!

<https://www.cfa.go.jp/policies/jken-plus/>

SCAN HERE

わたしの思っていることを
勝手に想像して
決めつけないでほしい

悩みを相談する
機関が足りない

全ての人が幸せになる
社会を実現してほしい

お金に関係なく、
大学に行きたい人が
行けるようにしてほしい

いじめの問題を
重要視すべき

みんなの声を
しっかりききます!

キクネー

みんなの意見で、社会をぷらすに!

こども若者★いけんぷらす

対象

小学生～20代までのこども・若者のみなさん

登録方法

こども家庭庁のホームページから登録＆参加いただけます。

Instagram



こどもまんなか
こども家庭庁

子ども若者★いけんぷらすは、子ども家庭庁による取組。 子ども基本法という法律をふまえて進めています。

子ども若者★いけんぷらすをわかりやすく解説した動画はこちら！

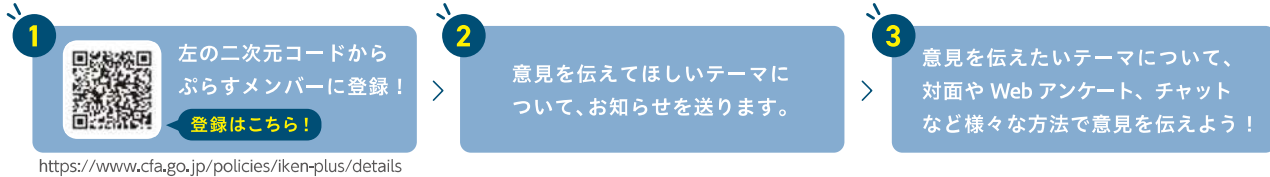
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>



お知らせ
—

Q.意見を伝えるまでの流れを教えてください。

- A** 子ども家庭庁のホームページから、ぷらすメンバーに登録してください。
みなさんの意見は、政府が検討し、政策づくりや実行に生かします。



Q.子ども家庭庁とは？

- A** 子どもや若者に関する制度や政策を進めていくための、リーダーとなる省庁です。
子どもや若者のみなさんが将来にわたって幸せな生活を送ることができる、「子どもまんなか社会」を目指します。

Q.子ども基本法とは？

- A** 子どもや若者のみなさんが、自分らしく幸せに成長でき暮らせるように社会全体で支えていくため、子どもや若者に関する取り組みを進めていくうえで基本となることを決めた法律です。子ども基本法では、国や地方自治体が子どもや若者に関する取り組みを進めるときには、子どもや若者の意見を聴くことが決められています。

子ども家庭庁・子ども基本法を
わかりやすく説明した、
動画やパンフレットはコチラ！
<https://www.cfa.go.jp/resources/>

今すぐ
チェック！



Q.子ども若者★いけんぷらすを行う目的とは？

- A** 子ども・若者のみなさんが政策に対して意見を伝える機会を設けることで、政府がより良い制度や政策づくりに生かします。
また、社会全体にこの取り組みを発信することで、子ども・若者の意見を聴くことの大切さを多くの方へ伝えます。

Q.個人情報を登録するのが心配です。

- A** 登録いただいた個人情報は、子ども家庭庁の責任のもと適切に取り扱われます。
登録された情報は、「子ども若者★いけんぷらす」の目的にのみ使います。

Q.どんなテーマの意見を伝えればいいの？

- A** 過去に実施したテーマは、「子ども向けホームページについて」「子ども・若者への食育の推進について」「インターネット上の犯罪にあわないように気を付けていること」など。子ども・若者に関わる様々なテーマについて意見を募集します。

Q.伝えた意見はどうなるの？

- A** 聴いた意見は、子ども家庭庁や各省庁で会議の資料にするなど、担当する職員が必ず読んで、政策づくりや実行に生かします。伝えてくれた意見の結果は、みなさんにフィードバックします。